「竹富町猫飼養条例に係る要綱（案）」に関する
意見募集（パブリックコメント）について

令和８年 11 月 11 日
竹富町自然環境課

１　要綱制定の背景

竹富町猫飼養条例（以下、「条例」という。）については、令和８年 10 月６日付にてその全部を改正する条例を公布したところ。

竹富町猫飼養条例の運用にあっては、条例及び竹富町猫飼養条例施行規則の規定について、細部事項に係る解釈を定める必要がある。

以上のことから、竹富町猫飼養条例に係る要綱１件を定めようとするもの。

２　要綱（案）１件の概要

（１）　竹富町猫飼養条例における審査基準に係る要綱（案）

条例の規定に基づく申請に対する処分における、審査基準に関する事項を定めるもの。

３　意見提出手続

（１）　問合せ先

竹富町役場自然環境課
〒907-8503　沖縄県石垣市美崎町 11 番地１
TEL　0980-83-1306

（２）　意見募集対象

別紙１　竹富町猫飼養条例における審査基準に係る要綱（案）

（３）　資料の入手方法

ア　竹富町ホームページ（https://www.town.taketomi.lg.jp）への掲載
イ　竹富町役場自然環境課（（１）問合せ先）での配布・閲覧

（４）　意見提出期間

令和８年 11 月 11 日（水）から令和８年 12 月 10 日（木）まで
※郵送の場合は締切日必着

（５）　意見提出方法

ア　郵送の場合：以下の宛先に締切日必着にて提出
　〒907-8503　沖縄県石垣市美崎町 11 番地１　竹富町役場自然環境課　宛て
イ　FAX の場合：0980-82-6199
ウ　意見提出フォームの場合：https://logoform.jp/form/JFb9/1883992
　※上記 URL にアクセスいただくと、意見提出フォームが表示されます。意見の内容を含む必要事項を所定のフォームに記入ください。
エ　持参の場合：竹富町役場自然環境課又は出張所に提出

（６）　意見提出に関する共通注意事項

ア　意見提出フォーム以外の場合、件名に必ず、「竹富町猫飼養条例に係る要綱（案）への意見」

と御記入ください。

イ　本文の様式は問いません。

ウ　意見提出者の住所、氏名（団体の場合は団体名）、電話番号・メールアドレス等を御記入ください。頂きました意見の内容は、住所、氏名、電話番号・メールアドレスを除き、公開を前提としますので、あらかじめ御承知おきください。

エ　御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断された場合は、公表の際に該当箇所を伏せさせていただきます。

オ　意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務のみに利用させていただきます。

カ　意見に住所、氏名の記載の無いものは無効とさせていただきます。

キ　電話での意見は受けかねますので御了承ください。

５　提出された意見の取扱い

提出された意見につきましては、その概要とそれに対する対応方針を取りまとめて公表します。

６　今後の主なスケジュール（予定）

令和８年 12 月中旬　告示